

坂祝町事業者販売促進 広告費補助金

受付開始
R4年6月1日～

坂祝町内で事業を営んでいる中小企業及び小規模事業者の方に
アフターコロナで必要な広告宣伝費を補助します。(1回限り)

支給対象者

- ・坂祝町内に所在する中小企業者若しくは小規模事業者(注)
- ・坂祝町暴力団排除条例に該当しない者。

注: 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、または同条
第5項に規定する小規模事業者。

広告宣伝費

対象経費(下記限定とします。)

- ①チラシ・ポスター作成費。
- ②新聞折込料(坂祝町内を含む)。
- ③新聞・地域情報誌への広告掲載(坂祝町内を含む)。
- ④顧客等に対するダイレクトメールに係る郵送費。

期間: 令和4年6月1日から12月31日までに支払った経費。

給付限度額

- | | |
|---------|-----|
| ○商工会員 | 7万円 |
| ○商工会員以外 | 5万円 |

※この機会に商工会への加入をお勧めします。

申請時の必要書類

1. 補助金交付申請書(様式第1号)
2. 補助対象経費の支払い証拠書類
3. 広告宣伝等の内容がわかるもの
4. 営業確認書類(商工会員以外)
5. 通帳の写し

商工会に用意してあります。
領収書など。
チラシ・ポスターなどの実物。
確定申告書、営業許可証など。
見開き1ページ目。

申請締切 令和5年1月10日(火)

申請・お問い合わせ

坂祝町商工会

TEL: 0574-26-7667

この事業は坂祝町から坂祝町商工会が委託を受けています。